○現物給付…助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

◯ 償還払い…窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

	市町村名	公費助]成の有 無	助成対象者	助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考
		小児等	無						対応なし(10/30電話確認)
1	福島市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は償還払い。申請期限5年以内。 福島市保健所 572-3152
	^ \	小 児 等	無						対応なし(10/30電話確認)
2	会津若松市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31)会津若松市役所 0242-39-1245
0	₽ 7 . 1 . 1 −	小児等	無						対応なし(10/30電話確認)
3	郡山市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い (申請期限 R7.3.31) 郡山市役所 024-924-2163
		小児等	有	生後6か月~中学3年生	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	市内の登録医療機関		R6.10.1~R7.2.28	登録医療機関以外は事前申請、償還払い(申請期限R7.3.31)いわき市役所 0246-27-8597
4	いわき市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	自己負担1,400円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.15~12.30	県内の登録医療機関以外は対象外。県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限R7.3.31) いわき市役所 0246-27-8595
		小児等	有	①生後6ヶ月~中学3年生 ②妊婦	1回目:2,500円 2回目:なし	市が指定する医療機関			左記以外の医療機関は事前申請、償還払い
5	白河市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関	──────── 現物給付 ┃ ┃	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い 白河市役所 0248-27-2112
0	/= #p.u.=	小児等	有	①満1歳~18歳 ②妊婦	1回目:①1,000円 ②3,000円 2回目:①1,000円 ※13歳未満対象	市が指定する受託医療機関	TB #m 40 /-	D6 10 110 20	左記以外の医療機関は事前申請、償還払い (申請締切R7.1.31)
6	須賀川市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,400円	県内の指定医療機関	—— 現物給付	R6.10.1~12.30	県外の医療機関は事前申請、償還払い申請期限 R7.3.31)須賀川市役所 0248-88-8122
7	喜多方市	小児等		①生後6か月〜小学6年生 ②中学1〜3年生 ③妊婦	①②自己負担1,500円 ③全額助成(無料) (①は2回を限度、原則同一医療機関で接種。②③は1回を限度)	市が指定する医療機関	現物給付	付 R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は全額自己負担。やむを得ない理由の場合のみ一部償還払い(事前確認必要) (申請期限R7.2月末まで)
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関			県外の医療機関は事前申請必要、償還払い 喜多方市役所 0241-23-5834
8	相馬市	小児等	有	生後6カ月~高校3年生(H 18.4.2以降)	1回目:自己負担2,000円 2回目:自己負担1,500円 ※13歳未満対象 (原則、1回目と同じ医療機関)	市内の登録医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3末)
	1 H wy 1 1 2	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,400円	県内の指定医療機関			県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3末) 相馬市役所 0244-26-9422
0	-+w=	小児等	有	①生後6カ月~中学3年生 ②妊婦	1回目:1,500円 2回目:1,500円 ※13歳未満対象	市が指定する医療機関	TB### & A	D6 10 1 D7 1 21	二本松市、本宮市以外の医療機関は事前申請、償 還払い(申請期限R7.2月末) 二本松市役所 0243- 23-6591
9	二本松市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関	—— 現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は事前申請、償還払い(申請 期限R7.2月末)
10	m++- 	小児等	有	1歳~中学3年生	1回目:3,100円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	市が指定する医療機関	TFI #4m 4/\ /_L	D0 10 1 - D7 0 01	田村市、三春町、小野町以外の医療機関は償還払い 田村市役所 0247-82-1000
10	田村市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,600円	県内の指定医療機関	—— 現物給付	R6.10.1~R7.3.31	県外の医療機関は償還払い事前申請必要 田村市役所 0247-81-2271

○現物給付・・・助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

○償還払い・・・窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

ī	市町村名	公費即	公費助成の有 無 助成対象者		助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考		
		小児等	有	生後6か月~中学3年生	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	市の指定医療機関			左記以外の相馬郡医師会に登録されている医療機 関は償還払い(申請期限R7.3.31)		
11 j	南相馬市	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	原発避難者は避難先市町村へ問合せ。避難されてないかたで県外で接種は申請により償還払い。(申請期限R7.3.31)南相馬市役所 0244-23-3680		
12	伊達市	小児等	有	①満6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目:1,000円 ※13歳未満は1回目接種時のみ助成 ※3人目以降は2,000円助成 2回目:なし	伊達市、伊達郡、福島市の実施医療機関	現物給付		D0 10 1 - 10 00	D0.10.1 10.00	左記以外の医療機関は事前申請必要。(R6.12.18まで) 3人目以降の小児は市の予診票が必要
	,	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関			県外の医療機関は、事前申請、償還払い。申請期間は接種日翌日から1年間。 伊達市役所024-575-1116		
		小児等	有	①生後6か月~中学3年生(平成21年4月2日以降生まれ) ②妊婦	1回目:1,500円 2回目:1,500円 ※13歳未満対象	安達管内の実施医療機関			左記以外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31) 本宮市役所 0243-24-5112		
13	本宮市	高齢	有	②妊婦 ①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関	- 現物給付 	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31)		
14	桑折町	小児等	有	①生後6カ月~18歳 (高校3年生相当年齢) ②妊婦	1回目:1,000円 ※13歳未満は1回目接種時のみ助成 2回目:なし	伊達郡、伊達市、福島市の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~12.28	左記以外の医療機関は償還払い (申請期限R7.1.31)		
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関			県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.1.31) 桑折町役場 024-582-1133		
	国見町	小児等	有	①生後6か月~18歳 (高校3年生相当以下) ②妊婦	1回目:1,000円 2回目:1,000円 ※13歳未満対象	福島市、伊達市、伊達郡の実施医療機関			左記以外の医療機関は償還払い (申請期限R7.3.31)		
15		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の指定医療機関	─ 現物給付 	R6.10.1~12.28	県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31) 福島県立医大は別料金 国見町役場024-585-2783		
16	川俣町	小児等	有	①生後6か月~18歳以下 (高校3年生相当) ②妊婦	1回目:1,000円 ※13歳未満は1回目接種時のみ助成する。 2回目:なし		現物給付	∄給付 R6.10.1~12.28	R6.10.1~12.28	左記以外の実施医療機関は事前問合せ必要 川俣町役場 024-566-2111	
	71121	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	町内の実施医療機関	_ 96134413			町外での接種を希望の方は事前問合せ必要	
1.		小児等	有	①生後6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目:①1,500円 ②全額助成(無料) 2回目:①1,500円 ※13歳未満対象	安達管内の実施医療機関	①現物給付 ②償還払い	B0404 B7404	左記以外の医療機関は事前手続き必要		
17	大玉村	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成(無料)	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31) 大玉村役場 0243-24-8114		
10	<u>محم</u>	小児等	有	①満1歳~18歳 (高校3年生相当) ②妊婦	1回目:2,000円 ②3,000円 2回目:なし	須賀川市・鏡石町・天栄村の 受託医療機関	1月 地 公 / 十	D0 10 110 20	須賀川岩瀬管外の指定医療機関外は償還払い(申 請期限R7.2.28)		
18	鏡石町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関	_ 現物給付	R6.10.1~12.30			
10	天栄村	小児等	有	①満1歳~18歳 (高校3年生相当) ②妊婦	1回目:1,000円②3,000円 2回目:1,000円 ※13歳未満対象	岩瀬管内の指定医療機関	1日 地址 4人 /土	R6.10.1~12.30	岩瀬管外(郡山市や白河市等)の医療機関は接種後 申請、償還払い		
19		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	0円(無料)	県内の指定医療機関	_ 現物給付	K0.1U.1∼12.3U			
20	√ 80 D	小児等	有	満1歳~中学3年生	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	南会津郡内の医療機関	1日 地址 4人 /二	DC 10.15 D7.1.01	左記以外の医療機関は償還払い		
20	下郷町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,000円	県内の指定医療機関	─ 現物給付 ┃	R6.10.15~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い 下郷町役場 0241-69-1199		

○現物給付・・・助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

◯ 償還払い…窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

	市町村名	公費即	が成の有無	助成対象者	助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考
		小 児 等	有	①6か月以上13歳未満の方 ②13歳以上65歳未満の方	1回目: 桧枝岐診療所のみ自己負担2,000円 2回目: 同診療所のみ全額助成(無料)※13歳未満対象	桧枝岐診療所のみ		R6.11.1~R7.3.31	桧枝岐診療所のみ接種料金設定
21	檜枝岐村	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	1,000円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.11.1~R7.2.28	県外の場合は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31) 桧枝岐村役場 0241-72-8364
0.0		小児等	有	乳幼児~18歳(高校3年生相 当)	1回目:1,500円 2回目:1,500円 ※13歳未満対象	国力の医療機関	TD#= 40 /-		県外の医療機関は償還払い(申請期限は接種後1
22	只見町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	1,500円	県内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	年以内)只見町役場 0241-84-7005
0.0	本 合油町	小児等	有	1歳~中学3年生	1回目:2,500円 2回目:なし	南会津郡医師会に加入する医療機関	TE t/m 4公 /-t	DC 10 15 - D7 1 01	該当者へ予診票送付済。左記以外の医療機関は償還払い(接種後2か月以内) 南会津町役場 0241-62-6180
23	南会津町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,500円	南会津郡医師会または県医師会に加入する医療 機関	. 現物給付	R6.10.15~R7.1.31	①の方へ予診票送付済。左記以外の医療機関は償還払い(接種後2か月以内)
0.4	北指原井	小 児 等	有	①0歳~中学3年生 ②妊婦	1回目:自己負担1,000円 2回目:自己負担1,000円 ※満13歳未満対象	++	1月/加公/十	D6 10 1 D7 1 21	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.3.31)
24	北塩原村	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	村が指定する県内医療機関	現物紹 和	現物給付 R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31) 北塩原村保健センター 0241-28-3733
25	西会津町	小児等	有	①6か月~高校3年生 ②妊婦	1回目:全額助成(無料) 2回目:全額助成(無料) ※13歳未満対象	町が契約する医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.2.28) 西会津町役場 0241-45-4332
23	四五年刊	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成	県内の指定医療機関	- 少元 700 NG 113	NO.10.119 N7.1.31	県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.2.28) 西会津町役場 0241-45-4532
	42.19	小児等	有	①0歳~18歳(高校生) ②妊婦	1回目:上限5,000円※13歳未満は2回目と合わせて上限 5,000円まで(原則1回目と同じ医療機関)	町内の医療機関		R6.10.15~R7.1.31	磐梯医療センターで接種した場合のみ自己負担なし。町外の医療機関は償還払い(申請期限は予防接種後の翌月末) 磐梯町保健センター0242-73-3101
26	磐梯町			①洪65卷以上	2回目:なし		現物給付		
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,000円※対象者へ予診票送付済	県内の指定医療機関		R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い
27	猪苗代町	小児等	有	①満1歳~高校3年生 ②妊婦	1回目:2,530円 2回目:2,530円 ※13歳未満対象	町が契約する医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.3.31)
21	祖田(四)	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,530円 施設入所者自己負担1,738円	県内の指定医療機関	-50170 MH 1-3	10.10.1	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31)猪苗代町役場 0242-62-2115
28	会津坂下町	小 児 等	無						対応なし(11/5電話確認)
	27-27-1	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,530円 施設入所者1,740円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外のとき償還払い(申請期限R7.1.31) 会津坂下町役場 0242-93-6169
29	湯川村	小児等	有	①生後6カ月~18歳 ②妊婦	1回目:自己負担1,000円 2回目:自己負担1,000円※13歳未満対象(原則1回目と同じ医療機関)	両沼郡、会津若松、喜多方医師会に	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外は事前連絡、償還払い 湯川村役場 0241-27-3110
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円※対象者へ予診票送付済	所属する協力医療機関			県外の医療機関は助成対象外
20	柳津町	小児等	有	①乳幼児~高校3年生 ②妊婦	1回目:①2,000円 ②自己負担2,000円(償還払い) 2回目:①2,000円※13歳未満対象	町が契約する医療機関	①現物給付 ②償還払い	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関、妊婦の場合は償還払い(申請期限R7.2.21)
30	7判7年四]	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,000円 施設入所者1,200円	県内の指定医療機関	現物給付	K0.10.1~K7.1.31	県外の医療機関は助成対象外 柳津町役場 0241-42-2118
0.1	一自叶	等児	有	①6か月~18歳 ②妊婦	1回目:全額助成 2回目:全額助成※13歳未満対象	両沼、若松地区内の実施医療機関	1日 北加 4公 /十	D6 10 1 - : D7 1 01	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限R7.1末)
31	三島町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,000円 施設入居者自己負担1,200円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	三島町役場 0241-48-5565

○現物給付・・・助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

○償還払い・・・窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

	資遠払い…窓口でいったん全額支払った後、甲請手続きをすることにより助放金額が払い戻しされる方法 2024/ 									
	市町村名	公負助	無	助成対象者	助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考	
32	金山町	等児	有	16か日~64萬(町民仝首)	1回目:自己負担2,000円 2回目:自己負担2,000円 ※13歳未満対象	契約医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(提出期限R7.2.7)	
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,000円			町診療所:R6.11~R7.1月	金山町役場 0241-54-5135	
		小児等	有	満1歳~18歳(高校3年生相当)	1回目:自己負担1,000円	昭和村国保診療所(現物給付)	現物給付 償還払い	村診療所:R6.11.6(1回目)	昭和村国保診療所のみ現物給付	
			Ή		2回目:自己負担1,000円※13歳未満対象	村外の医療機関(償還払い)		R6.11.1~R7.1.31	村外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31)	
33	昭和村	高齢	有	①満65歳以上	昭和村国保診療所:自己負担1,000円	県内の指定医療機関	現物給付	村診療所:R6.11.11~ 12.27	県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31)	
			.,	②満60歳~64歳で障がい者	村外医療機関:自己負担1,000円※予診票が必要	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		R6.11.1~R7.1.31	昭和村役場 0241-57-2645	
		等児	有	①6か月~小学2年生	1回目:自己負担1,500円	会津若松市内、大沼・河沼郡管内医療機関			左記以外の医療機関は助成無し	
34	会津美里町	· —			2回目:自己負担1,500円(1回目と同一の医療機関)		現物給付	R6.10.15~R7.1.31	会津美里町役場 0242-55-1145	
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,500円	県内の実施医療機関			県外の医療機関は事前申請必要。(申請は接種後6 か月以内)	
		等児	有	①6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目:2,500円 2回目:なし	村が指定する医療機関			左記以外の医療機関は事前申請、償還払い(申請 期限3/31)	
35	西郷村	高輪	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 3/31)	
		等児			1 E B . 0 F00 E			R6.10.1~R7.1.31	西郷村役場 0248-25-1115	
36	泉崎村		有	①6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目: 2,500円 2回目: なし	村が指定する医療機関			左記以外の医療機関は事前申請、償還払い	
	7K-911	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関	201304013	10.10.1	県外の医療機関は事前連絡必要 泉崎村役場 0248-54-1335	
		等児	有	①6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目: 2,500円	実施医療機関			左記以外の医療機関は事前申請必要	
37	中島村				2回目:なし		現物給付	R6.10.1~R7.1.31	 左記以外の医療機関は自己負担が異なる場合有	
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関			り。県外の医療機関は事前手続き必要 中島村役場 0248-52-2174	
		等児	有	①6か月~中学3年生 ②妊婦	1回目:2,500円 2回目:なし	指定医療機関			左記以外の医療機関は事前申請、償還払い	
38	矢吹町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円		現物給付	R6.10.1~R7.1.31		
		小			1回目:2,000円				左記以外の医療機関は償還払い(申請期限	
	₩♠₩	児 等	有 	満1歳~18歳(高校3年生相当)	2回目:2,000円 ※13歳未満対象	東白川郡内の医療機関	TB that 40 /	D0 10 1 - D7 0 01	R7.3.31、領収書原本必要) 棚倉町役場 0247-33-7801	
39	棚倉町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,000円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	県外の医療機関は償還払い(申請期限R7.3.31、領 収書原本必要)	
	6- 812 m	等児	有	満1歳~18歳以下(高校3年生 相当まで)	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	東白川郡内の医療機関及び岩佐医院	7546661		左記以外の医療機関は償還払い(領収書原本必要)	
40	矢祭町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,000円	県内の指定医療機関及び県外契約医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	左記以外の医療機関は事前連絡必要 矢祭町役場 0247-46-4581	
		等児	有	満1歳~高校3年生相当	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	東白川郡内の医療機関及び岩佐医院			左記以外の医療機関は償還払い (申請期限R7.3末)	
41	塙町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,000円	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	県外の医療機関の場合は償還払い(申請期限 R7.3.31) 塙町役場 0247-43-2115	

○現物給付・・・助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

○償還払い・・・窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

		八弗日	が成の有		ることにより助成金額が払い戻しされる方法	11.6 — + W.B.	= 1	11614774000	2024/11//
	市町村名	2,2,5	無	助成対象者	助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考
42	鮫川村	等児	有	満1歳~高校3年生相当	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	東白川郡内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期間R6.10.1 ~R7.4.4)
42	無又ノリイソ	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	2,000円	県内の指定医療機関	-5t 180 NO 11	10.10.11 - 107.0.01	県外の医療機関は事前手続き、償還払い 鮫川村役場 0247-49-3112
43	石川町	等児	有	1歳~18歳(高校3年生相当)	1回目:4,000円 2回目:なし	- 石川郡内の医療機関	- 現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(受付期間R6.10.1~R7.2.28)
40	11 / I M J	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関	5元70740111	R0.10.1∼R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.2.28)石川町役場 0247-26-8416
44	玉川村	等児	有	①1歳~18歳(高校3年生相当) ②妊婦	1回目:①4,000円(現物給付) ②4,000円(償還払い) 2回目:なし	①石川郡内の医療機関 ②通院中の医療機関	①現物給付 ②償還払い		左記以外の医療機関は償還払い②その他の医療機関は事前連絡必要(申請期限R7.2.28)
44	工/ [作]	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関	現物給付	R0.10.11 - R7.1.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.3.31)玉川村役場 0247-37-1024
45	平田村	等児	有	①満1歳~高校3年生相当 ②妊婦	1回目:4,000円 2回目:なし	石川郡医師会	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.2.28)
43	一四刊	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関	5元700小口19	K0.10.1** K7.1.31	県外接種希望の場合は事前申請、償還払い 平田村役場 0247-55-3119
46	浅川町	小児等	有	満1歳~18歳(高校3年生相当)	1回目:4,000円 2回目:なし	- 石川郡内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は事前申請、償還払い。交付 金請求書提出(期限R7.2.29)
40	及川Ψ]	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000円	県内の指定医療機関		1.0.10.1	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 R7.2.28)浅川町役場 0247-36-4722
		小児等	有		1回目:4,000円 2回目:なし	- 石川郡内の医療機関	工目 地加 4公 4十	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は事前申請、償還払い(申請 期限R7.2.28)
47	古殿町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,530円	県内の指定医療機関	現物給付		県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限 は支払い日の翌日から2年間)古殿町役場 0247- 53-4038
48	三春町	小児等	有	満1歳~中字3年生	1回目:3,100円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	指定なし	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	田村医師会医療機関は差額のみで接種可。それ以外は償還払い(申請期限は接種日から2年間)
40	二合叫	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,400円	県内の契約医療機関	5元7014日19	10.10.11-10.01	県外の医療機関は事前申請、償還払い(申請期限は接種日から2年間)三春町役場0247-62-5110
49	小野町	小児等	有	満1歳~中字3年生	1回目:3,100円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	- 田村管内(小野町・田村市・三春町)の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.3.31	左記医療機関以外は償還払い
43	71.±1.m]	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,400円	県内の指定医療機関	55C 1801 NO 113	NO.10.1° - N7.3.31	県外の医療機関は事前申請、償還払い 小野町役場0247-72-6934
50	広野町	小児等	無						対応なし (広報誌10月号に記載有)
50	江野川	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,000	町内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	町外、県外の医療機関は事前連絡必要 広野町役場 0240-27-3040
51	楢葉町	小 児 等	有	生後6か月~高校3年生相当	1回目:3,500円 2回目:3,500円 ※13歳未満対象	- 双葉郡内の指定医療機関	TE #m &A /-+	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.3.31)
31	旧未叫	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担2,000円	県内の実施医療機関	現物給付	NU.1U.11-5 R(7.1.31	県外避難者は自治体へ問合せ必要 楢葉町役場 0240-23-6102
		小児等	有	生後6か月~18歳(高校3年相 当)	1回目:全額助成 2回目:全額助成 ※13歳未満対象	- 指定なし	償還払い		(申請期限R7.2.28) 富岡町役場 0240-22-2111
52	富岡町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成(無料)※昨年度接種者へ書類送付。	県内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	接種券未達者は連絡必要。県外避難者は自治体へ 事前連絡。自己負担発生した場合は申請書提出 (申請期限R7.2.28)

○現物給付・・・助成金額を差し引いた金額を窓口で支払う方法

◯ 償還払い…窓口でいったん全額支払った後、申請手続きをすることにより助成金額が払い戻しされる方法

	市町村名	村名 公費助月		助成対象者	助成金額または自己負担	対象医療機関	助成方法※	対象接種期間	備考		
		小 児 等	有	①生後6か月~中学3年生 ②妊婦	①1回目:自己負担1,000円②自己負担1,000円 ①2回目:自己負担1,000円 ※13歳未満対象	川内村国保診療所			左記以外の医療機関は償還払い。助成額①1回目 3,000円①2回目2,000円 ②3,000円		
53	川内村	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	自己負担2,000円	川内村国保診療所・県内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県内医療機関は事前に書類受取り必要。県外避難 者は避難先の自治体に問合せする 川内村役場0240-38-2941		
		小児等	有	生後6か月~中学3年生	1回目:全額助成 2回目:全額助成 ※13歳未満対象	各医療機関	償還払い	R6.10.1~R7.1.31	13歳未満は2回分まとめて申請 大熊町役場 0240-23-7419		
54	大熊町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	全額助成(無料)※予診票送付済	各医療機関	現物給付		県外避難者は避難先自治体に連絡必要。自己負担 が生じた場合は償還払い(申請期限接種後1か月以 内)		
55	双葉町	小児等	有	生後6カ月~中学3年生	1回目:2,000円 2回目:2,000円 ※13歳未満対象	指定なし	償還払い		D0 10 1 D7 1 01	又	(申請期限R7.3末) 双葉町役場 0240-33-0131
33	从 亲叫	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成(無料)	県内の指定医療機関	現物給付	K0.10.119 K7.1.31	県外避難者で自己負担金が生じた場合は申請必要 (申請期限R7.3末)		
		小児等	有	①12歳以下 ②13歳~64歳	①1回目:自己負担1,750円 2回目:自己負担1,750円	①②浪江診療所・仮設津島診療所	①② 現物給付	浪江診療所R6.10.1~、仮設津 島診療所R6.10.28~、どちらも ワクチンがなくなるまで	①②以外の医療機関は全額自己負担		
56	浪江町	77		③妊婦	②自己負担3,500円③全額助成	③指定なし	③償還払い	③R6.10.1~R7.1.31	浪江町役場 0240-34-0249		
		高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成 ※浪江町の予診票が必要	県内の指定医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	県外避難者は避難先自治体に事前申請。自己負担 が生じた場合は償還払い		
57	葛尾村	小 児 等	有	生後6か月~中学3年生	1回目:3,600円 2回目:2,500円 ※13歳未満対象	指定なし	償還払い	R6.10.1~R7.1.31	13歳未満は2回分まとめて申請 葛尾村役場 0240-29-2112		
37	石 尼刊	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	全額助成(無料)	県内の指定医療機関	現物給付	10.10.1**1(7.1.51	県外避難者は自治体へ連絡。自己負担が生じた場合は償還払い。上限額は5,225円		
50	新地町	小児等	有	生後6か月~高校生	1回目:自己負担1,200円※予診票持参 2回目:自己負担1,200円 ※13歳未満対象	新地町、相馬市、南相馬市内の医療機関	TB 46.40.7.1	R6.10.1~R7.1.31	左記以外の医療機関は償還払い(申請期限 R7.3.31)		
58	村 地町	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳~64歳で障がい者	自己負担1,200円	県内の指定医療機関及び宮城病院	── 現物給付 	R0.10.1~R7.1.31	新地町役場 0244-62-2096		
	,	小 児 等	有	生後6か月~中学3年生	1回目:全額助成 2回目:全額助成 ※13歳未満対象	村が指定する医療機関			左記以外の医療機関は償還払い(年度内に申請)		
59	飯舘村	高齢	有	①満65歳以上 ②満60歳〜64歳で障がい者	全額助成(助成上限5,220円)※村発行の予診票必要	県内の医療機関	現物給付	R6.10.1~R7.1.31	医大や県外の医療機関は償還払い(年度内に申請)助成上限額5,200円を超えた場合は自己負担 飯舘村役場 0244-42-1637		